

令和8年2月25日  
財 務 省

## 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

### (1) 法人の使命

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であるほか、我が国の食文化や地域社会とも関わりが深く、また、国際的に我が国の文化としても認められている伝統的な嗜好品の一つであるが、アルコール飲料であるため致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品である。

国税庁は、国家財政において重要な役割を果たしている酒税の適正かつ公平な賦課の実現のほか、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行うとともに、社会的要請に対する取組も行っている。

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的に、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を実施している。酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関として、酒類に関する研究・調査を実施する中で、近年は、特に日本産酒類の競争力強化等のための取組に重点を置き、輸出時等の品質劣化を抑制する酵母の開発等を実施してきた。また、酒類の原料や醸造用微生物等に関するビッグデータを含む、酒類に関する科学的知見を豊富に蓄積している。さらに、中小企業が大半を占める酒類業界において、鑑評会や酒類醸造講習等により、酒造技術者の育成や酒類製造技術の向上を支援することで、酒類業の健全な発達に貢献している。

### (2) 社会経済情勢等の変化

酒類業界の現状として、国内の市場は、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルや嗜好の多様化等の環境変化が生じており、酒類の課税移出数量は平成11年度をピークとして減少している。海外に目を向けると、日本産酒類の輸出金額は令和4年まで過去最高額を更新し続けていたが、近年は世界的な物価高や一部の国・地域における消費減退等の影響で、横ばいで推移している。一方、酒類製造免許場数は長期的には減少傾向であった

が、近年はビール、果実酒、ウイスキー等の人気の高まりから増加傾向にある。

国内外の消費者に日本産酒類の魅力を訴求するためには、商品の差別化・高付加価値化に取り組む必要があり、加えて、従来の枠にとられない新たな価値機軸の展開といった多様化も期待される。

また、令和6年12月には「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、国として、造り手の技術研鑽を支援するとともに、麴菌、酵母等の醸造用微生物に関する研究等を実施し、その成果を情報発信する等、文化の啓蒙活動が求められている。

さらに、酒類業界における女性の活躍や働き方改革、環境保全や適正飲酒などの社会的要請へ対応していく必要がある。

### (3) 国の施策における酒類総研の位置付け

「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを目指すとされ、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和7年5月30日改訂）において、酒類については清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛が重点品目に選定された。さらに、「新たなクールジャパン戦略」（令和6年6月4日知的財産戦略本部）では、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、商品の差別化・高付加価値化等に資する技術支援等を実施するとされるなど、累次の政府方針において日本産酒類の輸出促進の方針が掲げられている。

酒類は、各地域の歴史や文化との繋がりが深く、観光資源としても重要な役割を担っている。「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）では、観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進めるとされている。

また、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等において、科学技術イノベーション政策が経済、社会及び公共のための主要政策と位置付けられ、科学技術の活用による国際競争力強化や、Society 5.0の実現のための研究データ基盤整備が掲げられている。近年、様々な分野において、AI技術の開発・利用が加速しており、「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月6日閣議決定）では、AIの利活用の推進が掲げられている。

こうした方針の下、国税庁は、酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組んでおり、その中で酒類総研は、酒類業振興の取組の1つである技術支援において重要な役割を担っている。

酒類製造者は地域経済において重要な役割を果たしているが、中小企業が大半を占め、経営基盤はもとより人材育成や研究・開発能力が脆弱である。日本産酒

類の輸出促進をはじめとする酒類業の振興や地方創生の取り組みにおいて、中小企業を支援し、また、伝統的酒造りを保護する観点からも、酒類総研の役割は益々重要なものとなっている。

#### (4) 本中期目標期間における取組

上記の法人の使命等を踏まえ、酒類総研は令和8年度から始まる第6期中期目標の期間において、次の点を特に重視し業務を行うこととする。

##### イ 酒類業の振興のための取組

「酒類業の健全な発達」を実現するため、日本産酒類の競争力強化等、酒類製造の技術基盤の強化、酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成、酒類の品質及び安全性の確保に一層の取組が必要である。このため、従来実施してきた酒類製造に関する研究・調査に加え、それらの研究を分野横断的に統合し発展させていく研究・調査等を実施するとともに、国税庁と連携して、得られた研究成果や先端技術を酒造現場へ普及させることで、酒類業の振興を積極的に図る。特に日本産酒類の輸出促進に向けた取組については、重点を置いて実施していく。

##### ロ 酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組

酒税の保全の観点から、酒類の容器及び包装には、当該酒類の品目等の表示義務が課されている。また、酒類の円滑な取引や消費者利益に資する観点から、国税庁においては法令に基づき、酒類の製法、品質等に関して、表示基準を告示として定めている。これら制度の適切な運用のため、国税庁では、国税庁所定分析法に基づき可検物の分析・鑑定を行っている。

酒類総研では、国税庁では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査といった、国税庁の税務行政と密接不可分の業務に取り組み、技術的基盤としての役割を着実に担っていく。

##### ハ 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

酒類総研は、国内での酒類に関する研究の中核を担っており、日本産酒類の輸出促進が求められる中で、その役割がより重要になっている。そのため、国内外の業界団体や、大学、研究機関等との連携を推進し、酒類に関するナショナルセンターとしての機能を更に高め、常に我が国の酒造技術を先導していく必要がある。

また、酒類に関する正しい知識・魅力を普及させるため、科学的に明らかとなった日本産酒類の特徴や日本産酒類のブランド価値向上につながる酒類総研

の取組等について、国内外に向けて分かりやすい情報発信を実施していく。

## 2 中期目標の期間

酒類総研の第6期中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）第3条において、酒類総研は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めるといふ当該法人の目的が規定されていることを踏まえ、引き続き、酒類に関する高度な分析・鑑定、品質評価、研究・調査、成果の普及等、独立行政法人として真に担うべき業務を実施するとともに、その質の向上に努める。

なお、研究開発業務の実施に当たっては、日本産酒類の輸出促進、地方創生等の国の諸政策も踏まえつつ、法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、社会実装も意識しながら、関係機関と連携して研究開発成果の最大化に向けて取り組むこととし、別表「第6期中期目標の指標及び評価軸」により評価を行う。また、成果を論文として公表することを原則とするが、研究意欲の維持・向上、研究の有効性の確保等の観点から、長期に及ぶ研究や困難性の高い研究にも挑戦できる研究環境の構築に努める。

※ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和6年11月26日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、下記(1)～(6)の業務全体で1つとする。

### (1) 日本産酒類の競争力強化等

日本産酒類の輸出拡大を後押しするためには、日本産酒類の差別化といった高付加価値化や多様化が必要であることから、日本酒や本格焼酎・泡盛等の日本産蒸留酒の付加価値向上に資する研究を実施するとともに、将来的なマーケティングへの展開も視野に入れ、AI等も活用しつつ、原料や製法、消費者の嗜好性等に関する高度な分析基盤構築を目指した研究を行う。

また、日本産酒類の輸出環境整備のため、輸出酒類の分析・証明事務等を円滑に実施する。

【重要度：高】

- ・ 日本産酒類の競争力強化のため、日本産酒類の差別化といった高付加価値化や多様化に向けた研究等を実施することは、政府方針として掲げられている日

本産酒類の輸出促進目標の達成に向けた重要な施策であるため。

## (2) 酒類製造の技術基盤の強化

酒類業の振興のため、「伝統的酒造り」の要件となる麹菌を含む醸造用微生物や酒類の原料、酒類の成分等に関する基盤的研究を通じて酒類製造の技術基盤の強化を図る。

特に、近年の気候変動が酒類の原料の醸造特性に与える影響に関する研究等については、日本産酒類を取り巻く喫緊の課題となっていることから、積極的に取り組む。

また、酒類製造者等が実施する醸造用微生物の開発等の取組を支援するほか、公設試験研究機関や製造関係者等との意見交換を通じて得られた科学的なニーズに対応する。

### 【重要度：高】

- ・ 酒類製造の技術基盤の強化に関する業務は、日本産酒類の輸出促進のみならず、気候変動への対応や地方創生の観点からも重要な取組であるため。

## (3) 酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成

伝統的酒造りの伝承及び酒類業の振興のためには、酒類製造を担う技術者、日本産酒類の特性及び魅力を発信できる人材、さらには酒類に関する研究者の育成が必要である。

酒類総研において明治時代より100年以上にわたり実施している酒類醸造講習及び鑑評会は、酒類業界において、酒造技術の伝承・発展及び酒造技術者の人材育成を支えている重要な施策となっていることから、引き続き実施する。

酒類醸造講習については、業界団体や受講生のニーズを適切に反映させるとともに、最新の技術・知識に加え伝統的酒造りも含めた内容とすることで、酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成を図る。

鑑評会については、酒類製造技術と酒質の現状及び動向を明らかにし、その結果を酒類製造者が活用することにより、酒類製造技術の研鑽を目指す。

また、関係機関と協力し、酒類に関する研究者や専門家等の育成に取り組むことにより、研究活動等を活性化させ、酒類業界の発展に貢献する。

## (4) 酒類の品質及び安全性の確保

酒類業の振興のためには、酒類が安心して消費される環境が必要であり、品質及び安全性の確保が不可欠である。近年の新たな潮流を取り入れた製造方法について、酒類の品質の確保の観点から研究を行う。また、行政ニーズや社会経済情

勢の変化に応じた酒類の安全性の確保に関する研究を行う。

国税庁の依頼を受け、酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析等を行う。

さらに、業界団体が主催する品質評価会等については、要請を踏まえ、品質に関する情報の提供、審査のための職員の派遣等、酒類の品質向上に向けて、積極的に支援を行う。

#### (5) 酒類の適正課税及び適正表示の確保

国税庁の税務行政に直結する業務を基本とし、税制改正等にも対応した、適正課税及び適正表示の確保のための取組を実施する。併せて、国税庁の分析精度管理を支援する。

さらに、酒類及び酒類の原料の判別技術等、分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・調査を実施し、国税庁の任務の達成のための技術的基盤としての役割を着実に担う。

#### 【重要度：高】

- ・ 酒類の適正課税及び適正表示に関する業務は、国税庁の任務である酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために主要な役割を果たすものであるため。

#### (6) アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

行政ニーズ等に的確に対応するとともに、日本産酒類に関する正しい科学的知識や魅力、特性、「伝統的酒造り」技術等に関する情報発信を行う。

また、研究活動やその成果の解説といったアウトリーチ活動を積極的に行い、製造者だけでなく、消費者等に対しても専門的知識の普及・啓発を推進することで、国民の日本産酒類に対する理解の深化を図る。

なお、研究成果については、技術相談等の製造者への接触機会を持つ国税庁職員へ解説等を実施することにより、業界への効果的な普及を図る。

さらに、酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関であることから、酒類総研に蓄積した豊富な科学的知見について、AI等の最新技術を活用しつつ、データベースを整備しオープンサイエンスを進めるほか、共同研究の取組を充実させることなどにより、酒類に関するナショナルセンターとしての機能をより一層高めていく。

上記取組の実施にあたっては、国内外の業界団体や大学、研究機関等との連携を推進する。

## 4 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 業務改革等

酒類の輸出拡大に伴って増加する分析依頼等、酒類総研に求められる業務が拡大していることから、限られたリソースをより効率的・効果的に活用するために、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)等に準じ、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進等を通じて業務改革や働き方改革に取り組む。

なお、行政や業界ニーズ等を踏まえた業務の重みづけにより業務分担、組織体制、人員体制等の柔軟な見直しを実施し、パフォーマンスの最大化を図る。

#### (2) 経費の削減

業務運営の一層の効率化に努め、一般管理費及び業務経費(特殊要因経費、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費及び人件費(退職手当等を含む。))を除く。)について、物価変動の影響を除き、前年度予算額に対して、毎年度0.5%以上の削減を行う。

#### (3) 効果的な契約

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、酒類総研が毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

特に、随意契約については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

なお、共同調達については、引き続き実施するとともに、立地条件等も配慮しながら、拡大についての検討も行う。

#### (4) 適正な給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、適正な水準を設定するとともに、その取組状況等を公表する。

#### (5) 情報システムの整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

### 5 財務内容の改善に関する事項

#### (1) 自己収入の確保等

酒類総研が保有する酒類に関する知見等を活かして自己収入の確保に努めると

ともに、競争的研究資金等の獲得や知的財産マネジメントに取り組む等の経営努力を行う。運営費交付金を充当して行う事業については、「4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した第6期中期目標の期間の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、手数料等負担を求める業務については、第5期中期目標の期間中の増額等を踏まえ、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、受益者の負担が応分となるよう適宜に見直しを行う。

## (2) 保有資産の管理

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行う。

なお、研究施設・機器等の整備については、他法人の施設の活用等についても検討した上で、効率的かつ効果的な維持管理等が行われるよう計画的に実施するとともに、広く研究を行う者の利用に供する等、その有効活用に努める。

## (3) 独立行政法人会計基準の改訂への対応

「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)の改訂により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

## 6 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

イ 内部統制推進及びリスク管理に関する内部規程に基づく取組を実施するほか、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、役員会や部門長会議等による定期的な進捗状況等の把握を的確に行い、理事長のトップマネジメントを発揮することにより、その結果を業務運営に反映させる。その際、外部有識者による助言を受けることにより、客観的で透明性を確保した運営を行う。

また、役員等から職員に対して法人の使命等を組織内に浸透させる機会を設け、使命感の一層の向上を図る。

ロ 「サイバーセキュリティ戦略」(令和7年12月23日閣議決定)等の政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、リスク管理を行う。

ハ 研究開発業務の実施に当たっては、研究活動における不正行為の防止及び研

究費の不正使用防止に関する内部規程に基づき、引き続き適切な取組を推進する。

二 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

## (2) 人材の確保・育成

継続的に質の高い成果を得るためには多様な人材の確保・育成の取組が不可欠であることから、人材確保・育成方針を策定し、女性・若手研究者の活用を促進する。また、近年のAI技術の開発・利用の加速や、DXの推進等の社会経済情勢に対応していくためには、専門性の高い人材が求められることから、経験豊富な職員の能力を有効に活用するほか、専門性が高く、酒類総研自らでは人材育成が困難な分野については、従来のステークホルダーの枠を超えて外部機関等との連携を進めるとともに、大学・民間企業等の外部人材等を活用した研修の実施等により人材育成を図る。

また、職員の役割・権限を明確にして適切な業績評価を推進するとともに、表彰制度等を活用し、職員のモチベーションの一層の向上を図る。

## (3) 職場環境の整備

職場における事故及び災害の防止のため、安全衛生の確保を推進するとともに、職員の健康増進を図る。

また、多様な人材が働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備を行う。

## 第6期中期目標の指標及び評価軸

項目	指標	評価軸
3-(1) 日本産酒類の競争力強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産酒類の競争力強化に資する研究の実施状況</li> <li>・輸出酒類の分析・証明状況</li> </ul>	<p>○成果・取組が産業の活性化・高度化に寄与するものであるか。</p> <p>○成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか。</p>
3-(2) 酒類製造の技術基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類製造の技術基盤の強化に資する研究の実施状況</li> <li>・酒類製造者等が実施する醸造用微生物の開発支援等の取組実施状況</li> </ul>	<p>○成果・取組が産業の活性化・高度化に寄与するものであるか。</p> <p>○成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか。</p>
3-(3) 酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類醸造講習及び鑑評会の実施状況</li> <li>・研究生等の受入状況</li> </ul>	—
3-(4) 酒類の品質及び安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の品質及び安全性に関する研究の実施状況</li> <li>・国税庁からの有害物質等の依頼分析対応状況</li> <li>・品質評価会の支援等の実施状況</li> </ul>	○成果・取組が国税庁の果たすべき任務の達成に寄与するものであるか。
3-(5) 酒類の適正課税及び適正表示の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁からの各種依頼への対応状況</li> <li>・酒類の適正課税及び適正表示の確保に資する研究の実施状況</li> </ul>	○成果・取組が国税庁の果たすべき任務の達成に寄与するものであるか。
3-(6) アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果の公表、研究所講演会及び特許の出願の実施状況</li> <li>・共同研究、受託分析、醸造用微生物の分譲等への対応状況</li> <li>・学会等への支援状況</li> <li>・関係機関との連携及び研究会への講師派遣状況</li> </ul>	—

項目	指標	評価軸
4-(1) 業務改革等	・業務改革等の実施状況	—
4-(2) 経費の削減	・一般管理費及び業務経費の削減額	—
4-(3) 効果的な契約	・調達等合理化計画の策定・実施状況	—
4-(4) 適正な給与水準	・対国家公務員指数、人件費等の状況	—
4-(5) 情報システムの整備及び管理	・情報システムの整備・管理状況	—
5-(1) 自己収入の確保等	・競争的資金の獲得等、自己収入の確保状況	—
5-(2) 保有資産の管理	・保有資産の活用状況 ・研究施設・機器等の計画的整備と活用の状況	—
5-(3) 独立行政法人会計基準の改訂への対応	・運営費交付金の会計処理状況	—
6-(1) 内部統制の充実・強化	・内部統制の充実・強化の取組状況 ・情報セキュリティ対策の実施状況 ・研究不正防止への対応状況 ・情報公開及び個人情報保護の対応状況	—
6-(2) 人材の確保・育成	・適正な人事管理の状況	—
6-(3) 職場環境の整備	・職場環境の整備状況	—

# 独立行政法人酒類総合研究所の政策体系図

## 国税庁の任務

### 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収を実現。

### 酒類業の健全な発達

主に産業振興の観点から酒類行政の基本的方向性を定め、酒類業の振興及びコンプライアンスの確保に取り組む。

## 主な政府方針等

### 酒類製造者の技術基盤の強化

- ▶ 地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

### 農林水産物・食品の輸出促進

- ▶ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）
- ▶ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和7年5月30日農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議改訂）

### 科学技術の活用・研究データ基盤整備

- ▶ 科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）
- ▶ 統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）

### 酒造技術の伝承

- ▶ 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録（令和6年12月）

## 独立行政法人酒類総合研究所の中期目標（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間）

### 1 酒類業の振興のための取組

#### 日本産酒類の競争力強化等

- ・日本産酒類の特長を解明し、高付加価値化や多様化に資する研究
- ・AIを活用した高度な分析基盤構築を目指した研究
- ・輸出環境整備のための輸出酒類等の分析・証明事務等

#### 酒類製造の技術基盤の強化

- ・「伝統的酒造り」の要件となる醸造用微生物や、酒類の原料・成分等に関する基盤的研究
- ・近年の気候変動が酒類原料の醸造特性に与える影響に関する研究
- ・各地域の取組支援等

#### 酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成

- ・「伝統的酒造り」に関する酒造技術の伝承や人材育成を目的とした酒類醸造講習及び鑑評会の実施
- ・海外の酒類教育機関等への協力等

#### 酒類の品質及び安全性の確保

- ・酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
- ・酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
- ・業界団体等主催の品質評価会等の支援等

### 2 酒税法等の適切な運用のための取組

#### 酒類の適正課税及び適正表示の確保

- ・国税庁から依頼された高度な分析・鑑定業務の受託
- ・分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究等

### 3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

#### アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

- ・酒類に関する正しい知識・魅力の情報発信やアウトリーチ活動
- ・関係機関と連携したオープンサイエンスの推進等

# 独立行政法人酒類総合研究所の使命等と目標との関係

## (使命)

酒類総合研究所は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的に、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を実施する。

## (現状・課題)

### ◆強み

○明治37年から醸造技術に関する研究及び調査、成果の普及等に取り組んできたことにより、酒類に関する知見の豊富な蓄積がある。  
○明治38年より酒類醸造講習を実施しており、時代に沿った最先端の研究内容を踏まえたものとする<sup>こと</sup>で、受講者から高く評価されており、国内の酒類製造を担う技術者の育成や酒造技術の向上に大きく貢献をしてきた。

### ◆弱み・課題

○酒類総研が蓄積してきた科学的知見等を分野横断的に活用し、日本産酒類の競争力をより一層高める研究を実施していく必要がある。  
○酒類総研が科学的に明らかにした酒類の特徴など、酒類の魅力等を分かりやすく伝える必要がある。

## (環境変化)

○政府方針において日本産酒類の輸出促進や地方創生が掲げられている。国税庁が酒類業の振興の強化に取り組む中、酒類総研は、酒類業の振興の取組のひとつである技術支援に関する様々な業務を行っており、中小企業が大半を占める酒類業界において、その役割は益々重要なものとなっている。  
○ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」を文化として保護するため、国として作り手の技術研鑽のための鑑評会の開催、製造者対象の醸造講習の開催並びに醸造用微生物に関する研究等を実施し、情報発信していくことが求められている。  
○AI技術の開発・利用が加速しており、研究分野においても利活用が推進されている。

## (中期目標)

酒類総研のミッションである、酒類業の振興のための取組、酒税法等の適切な運用のための取組及び酒類に関するナショナルセンターとしての取組について、以下のとおり一層注力していく。  
○酒類業の振興のための取組として、①日本産酒類の競争力強化等、②酒類製造の技術基盤の強化、③酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成、④酒類の品質及び安全性の確保の観点から、研究を分野横断的に統合し発展させていく研究・調査等を実施するとともに、国税庁と連携して、得られた研究成果や先端技術の普及を図る。  
○酒税法等の適切な運用のための取組として、酒類固有の表示制度の運用や適切な課税のため、分析・鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究等を着実に実施する。  
○酒類に関するナショナルセンターとしての取組として、国税庁との連携強化等により、製造者への研究成果の効果的な普及を図る。また、製造者だけでなく消費者等にも分かりやすい情報発信を実施し、国民の日本産酒類に対する理解の深化を図る。